

共済契約者各位

新型コロナウイルス感染症による
傷病給付金のご請求をされる加入者様へ

開業医共済協同組合

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

開業医共済休業保障制度では、新型コロナウイルス感染症に罹患され、医療機関への入院や自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられた場合に傷病給付金のお支払いの対象としてお取扱いでできる可能性がございますので、以下をご参照いただき、ご請求をいただきますようお願いいたします。

1. 傷病給付金の給付審査の対象となる期間について

傷病給付金の給付審査の対象となる期間は、原則として以下のとおりです。

(1) 医療機関への入院

第三者の医師が休業を必要と認めた期間

(2) 宿泊施設または自宅での療養

以下の①または②の期間となります。

ただし、①は2023年5月7日までに診断された場合に限りです。

① 「PCR検査等で陽性と診断された日」から「厚生労働省の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された解除日）※」

※厚生労働省の定める解除基準（2022年9月7日時点）

有症状者	①発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過 ②現に入院している場合は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
無症状者	①検体採取日から7日間経過 ②検体採取日から5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合は5日間経過

② 第三者の医師が休業を必要と認めた期間

2. 自宅療養を「入院療養」としてみなす特別取扱い（時限的措置） **※2023年5月7日終了**

開業医共済協同組合では、以下の特別取扱い（時限的措置）を実施しております。

※本取扱いは今後当組合の判断により変更または終了する場合がございますので予めご了承ください。

(1) 免責期間を0日とする取扱い

約款第7条2項において、自宅療養に係る傷病給付金は、「5日以上連続して休業した場合、休業5日目以降の期間に対して支払います。」と定められておりますが、これを入院療養とみなし、「休業1日目以降の期間」に対して支払います。

(2) 給付金日額を入院療養扱いとする取扱い

約款第6条1項において、自宅療養に係る傷病給付金額は、「休業日1日につき1口あたり6,000円」と定められておりますが、これを入院療養とみなし、「休業日1日につき1口あたり8,000円」として傷病給付金を支払います。

3. 傷病給付金のご請求対象となる条件について

(1) ご請求対象となる条件

新型コロナウイルス感染症に罹患された方のうち、以下のいずれかに該当する方

①医療機関へ入院し、第三者の医師による治療を受け、休業された方

②自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で、第三者の医師による治療を受け、休業された方

(2) ご請求時の必要書類(証明書類)

療養期間	診断日			
	2022年9月25日以前	2022年9月26日～2023年5月7日		2023年5月8日以降
		発生届の対象	発生届の対象外	
10日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊・自宅療養証明書 (保健所) ※1 ・ 就業制限/解除通知書 (保健所) ※2 ・ My HER-SYS 療養証明書 ・ 医療証明書 (第三者の医師) ※5 ・ 検査結果が記載された「診断書」 (第三者の医師) ※5,6 	同左		<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療証明書 (第三者の医師) ※5
11日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊・自宅療養証明書 (保健所) ※3 ・ 就業制限/解除通知書 (保健所) ※4 ・ 医療証明書 (第三者の医師) 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療証明書 (第三者の医師) ※5 	

※1 療養期間の「終了日」の記載がない場合はそのままご提出ください。

※2 「就業制限解除通知書」がない場合は「就業制限通知書」のみご提出ください。

※3 療養期間が11日以上の場合は「終了日」の記載が必要です。

※4 療養期間が11日以上の場合は「就業制限解除通知書」の提出が必要です。

※5 第三者の医師が発行したものに限ります。

※6 被共済者名・検査結果・検査結果判明日・医療機関名の記載・押印等がある「診断書」に限ります。

4. ご注意事項

本書面については、2023年4月12日時点での取扱いに基づき作成しており、今後法令の改正等により変更する可能性があります。

5. お問い合わせ先(共済代理店)

【青森県】

青森県保険医協同組合 (TEL: 017-763-5820)

【新潟県】

新潟県保険医協同組合 (TEL: 025-245-6171)

【長野県】

長野県保険医協同組合 (TEL: 026-223-0345)

【岡山県】

岡山県保険医協同組合 (TEL: 086-274-9131)

【大分県】

大分県保険医協同組合 (TEL: 097-568-0047)

【福島県】

福島県保険医協同組合 (TEL: 024-531-3848)

【福井県】

福井県保険医協同組合 (TEL: 0776-29-2818)

【鳥取県】

鳥取県保険医協同組合 (TEL: 0859-24-3064)

【山口県】

山口県保険医協同組合 (TEL: 083-972-2250)